

ハレモニ

特集

だんじょきょうどうさんかく

男女共同参画の条例づくりを進めています!

ひと
きらめき人シリーズ

「歴史の中で、家事・育児は誰がやってきたの?」

ふとした疑問が始まりでした



沼津市男女共生プラン
推進委員会 委員長

平井和子さん

◆プロフィールを教えてください

広島市生まれですが、結婚して静岡県人になり、もうこちらのほうが長くなりました。大学時代は地理学を専攻していて、歴史系の人たちが女性史をやっているのをクールに見ていましたね。「なぜ、女の歴史なんてやるのかしら?」と。その後、まさか自分のライフワークになるとは思いませんでした(笑)。

娘が小学校に入ると同時に、田方地区の中学・高校で講師として働き始めました。まだ学童保育もない時期でしたから、一番に帰宅する娘が独りでも安全に過ごせることと、家族3人で家事を分担し協力しあうことを第一に考えていました。一区切りついたとき、はた、と歴史学を学びなおそうと思い立って、大学院へ。その後、静岡大学などを経て、現在は大妻女子大学の非常勤講師です。研究者としては遅いスタートかもしれませんが、基礎にはそれまで静岡県下で聞き取ってきた女性たちのオーラル・ヒストリー(口承による歴史)があるので、足腰は強いと自負しています。

◆男女共同参画にかかわったいきさつは?

女性史をやるようになったことと重なっています。結婚してすぐ、西伊豆に住むようになり、孤独な主婦的状态に、悶々とした思いを抱えていました。

生まれたばかりの子どもをつれて海へ出ては、何歳になっても当たり前のように働き続ける海女たちを眺めながら、「歴史の中で子育てや家事・介護はだれが担ってきたのだろうか?」という疑問がふつふつと湧いてきました。また、地域や家庭で女性に求められる役割の理由として、よく「これが伝統・慣習だから」という言葉にも納得できなくて。「その伝統はいつから?」-これを歴史に聞いてみよう、と。その性別役割分担は歴史のなかでつくり、変化してきたということが分ったときは嬉しかったですね。

この「性別役割分担」という考え方は、生物学的性(sex)と区別し、「社会的につくられる性」(gender)として世界中で共有されるようになり、1994年に日本政府も男女共同参画という方向を打ち出しました。これは、女性だけではなく、「男はこうすべき」という縛りから男性も自由にしてもらえる素晴らしい概念だと思います。

女性史をやっていることから、県下の自治体史の編纂委員をさせていただきましたので、女性政策関連の講座にも呼ばれるようになり、そのご縁で、沼津市の男女共同参画にも関わらせていただくようになりました。プラン策定のときからですので、長い付き合いですよ(笑)。



◆条例への思いを聞かせてください

条例づくりの過程で、各層を代表する委員はそれぞれ沼津市のために熱い思いを込めました。他にはない沼津市の条例の三大特徴として、「だれもが安心・安全で良好な生活を享受できること」「人と自然、男と女との共生」「仕事と生活の調和=ワーク・ライフ・バランス」を盛り込みました。全国的に見ても、結構いい線いっているのではないかと自負していますよ。

男女共同参画は、あらゆる分野への女性の参画によって、これまで欠落していた発想をプラスに変えて、一人ひとりを大切にしつつ調和の取れた家庭・地域・職場をつくることに貢献するものです。それは、パートナーとしての男性はもちろん、自治体にも企業にも新たな力を与えることとなるでしょう。市民のみなさんがこの条例を活用してくださるよう願っています。





だんじょきょうどうさんかく

男女共同参画の条例づくりを進めています！

「男だから、女だから」じゃない。「自分らしく」生きたい。すべての市民がいきいきと輝く、暮らしやすいまち「男女が輝く、男女共生のまち・沼津」を目指して・・・



なぜ、条例が必要なの？

市では、平成17年3月に策定した男女共同参画の行動計画「ぬまづ男女ハーモニープラン2」に基づき、講演会や出前講座の開催など、様々な施策に取り組んできました。その成果として、女性の審議会等への登用率の上昇などが挙げられますが、平成18年度市民意識調査に見られるように、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合や、社会の様々な分野において「男性が優遇されている」と感じている割合が高いなど、性別により役割を決めてしまう考え方や社会のしきたりは今なお存在しています。

このような課題を克服し、男女共同参画社会の実現を目指すためには、国の法律や県の条例だけでなく、沼津市の特性や実情、課題に応じた条例をつくり、プランに掲げる具体的施策の実効性を確保するとともに、沼津市男女共同参画の形成に向けた基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにして、市全体が一丸となってより積極的に男女共同参画の推進に取り組むことが必要です。

これまでの取り組み

平成18年8月に、沼津市男女共生プラン推進委員会の中に条例策定懇話会を設置しました。条例制定先進市から講師を招いた勉強会や、市民意識調査、地域出前講座の参加者や民間企業に対するアンケートの結果などを参考にしながら検討を重ね、「(仮称)沼津市男女共同参画推進条例」骨子案を取りまとめました。

実施日	内 容
平成18年8月8日(火)	第1回沼津市男女共同参画推進条例策定懇話会 ○富士市男女共同参画条例が制定されるまでの経緯の説明 ○企業及び教育関係からの委員の選出について
9月22日(金)	第2回沼津市男女共同参画推進条例策定懇話会 ○条例素案づくりの方法 ○条例に盛り込む項目について
11月8日(水)	第3回沼津市男女共同参画推進条例策定懇話会 ○地域出前講座アンケートについて ○企業アンケートについて ○条例の内容について
平成19年1月22日(月)	第4回沼津市男女共同参画推進条例策定懇話会 ○企業アンケートの集計結果について ○条例骨子案の検討
2月23日(金)	第5回沼津市男女共同参画推進条例策定懇話会 ○条例骨子案(前回の骨子案たたき台)の修正について ○条例骨子案たたき台(第2章から)の検討
3月29日(木)	平成18年度 第3回沼津市男女共生プラン推進委員会 ○第4・5回条例策定懇話会開催報告 ○条例骨子案について
5月21日(月)	平成19年度 第1回沼津市男女共生プラン推進委員会 ○市長への提言について ○条例骨子案の考え方について
6月4日(月)	沼津市男女共生プラン推進委員会より、「(仮称)沼津市男女共同参画推進条例」骨子案を市長に提言
7月2日(月) ～ 7月31日(火)	「(仮称)沼津市男女共同参画推進条例」骨子案に関するパブリックコメントの実施

「(仮称)沼津市男女共同参画推進条例」骨子案の構成

6つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の互いの性の尊重と生涯にわたる安心・安全で良好な生活への配慮
- ⑥国際的協調



市の基本的施策

- 基本計画の策定
- 情報提供、広報活動及び学習の支援
- 苦情及び相談への対応 など



男女共同参画審議会

- 基本計画策定への意見
- 市の施策の推進状況への意見・提言 など

市の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策（男女共同参画推進施策）を策定し、実施する。
- 市民、事業者及び市民団体が男女共同参画推進のために行う活動を支援する。
- 男女共同参画推進のため、財政上の措置及び必要な体制を整備するよう努める。

市民の責務

- 男女共同参画に関する理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他あらゆる分野において、男女共同参画の推進に努める。
- 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努める。

事業者の責務

- 男女が対等に参画できる機会の確保及び職場環境の整備に努める。
- 就労者の職業生活と家庭生活との両立を支援するよう努める。
- 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努める。

市民団体の責務

- 運営または活動に男女が共に参画する機会を確保するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努める。
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努める。

今後の予定

- (1) パブリックコメント実施期間中に寄せられたご意見をもとに、検討・修正作業
- (2) 例規的視点からの見直し作業
- (3) 市議会に条例案を提出

この条例は、市、市民、事業者及び市民団体それぞれが、協働して積極的に男女共同参画に取り組んでいくための共通の基盤となるものです。よりよい条例を策定し、皆さんと共に男女共同参画社会を築いていきたいと考えています。

◆市ホームページにて、条例に関する詳しい情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

numazu [ウェブ検索](#)

平成19年度 企業セミナー

働き続けやすい 企業を目指して

労働力の減少が本格化する中、優秀な人材を確保し定着させることは、企業にとって切実な課題です。意欲や満足度を高め、男性にとっても女性にとっても働き続けやすい環境づくりは、企業にとって将来の成長・発展につながる「明日への投資」です。

1. 日 時 平成19年10月12日(金) 18時30分～20時30分
2. 場 所 沼津市民文化センター 大会議室
3. 内 容 第1部 講演
講師：犬塚協太さん
(静岡県立大学教授)
第2部 パネルディスカッション
4. 対 象 市内の事業所の経営者または人事担当者
5. 定 員 100名(参加費 無料)
6. 申 込 沼津市 政策企画課 男女共生推進室
TEL 055-934-4705

男女共同参画社会づくりに 関する知事褒賞受賞

鳥羽山信子さん

沼津市在住の鳥羽山信子さんが、男女共同参画社会づくりに関する知事褒賞を受賞され、7月28日、「男女共同参画の日 県民フェスティバル2007」にて表彰式が行われました。

鳥羽山さんは、沼津市男女共生プランの策定、推進に委員として関わり、プランの改定に当たっては副委員長に就任するなど、沼津市における男女共同参画の推進に尽力されているほか、アミーぬま及び沼津ピアの代表として、市政に関する提言や幼稚園・学校で出前講座を実施するなど、地域においても活動を推進しています。また、13年から2年間、沼津商工会議所女性会の会長を務め、セミナーや県との共同による会員への意識調査を行うなど、会員の意識向上や女性経営者の立場からも男女共同参画社会の実現に貢献されていることが評価され、この度の受賞となりました。

元気な グループ紹介

働く女性の異業種交流会

A 明るく

T 楽しく

G 元気よく ネット

ATGネットは、働く女性の異業種交流会で、平成11年2月に発足しました。会の名前のAは「明るく」、Tは「楽しく」、Gは「元気よく」のそれぞれ頭文字から取られています。女性が仕事を持つことによる様々な問題を一緒に考えながら、ネットワークを広げ、情報の共有化を図ることにより、自らのステップアップにつなげていく事を目的としています。

入会資格は、女性であることと、仕事を持っている（または持とうとしている）ことで、会員数は現在、40名弱です。

その勤務地は、沼津・三島・富士その周辺地区と様々で、中には県外の方もいます。年齢層も幅広く、「ATGネット」の名前の通り、明るくエネルギーにあふれた女性が集まっています。



活動内容は、主に2ヶ月に一度の定例会で、自己啓発のための勉強会や講習会を行っています。興味を持っている事や、やってみたい事など、会員の声活動となります。これまで、ファンドやパソコンについての勉強会をはじめ、ピースや絵手紙の作り方などさまざまな分野にわたって行われました。これからも、自己啓発やりフレッシュできるような様々な活動を展開していきます。

◎代表 高木美賀さんのコメント (平成19年度代表・富士市在住)

自分の目的を持って生きている方々と交流することができ、ものすごく触発されます。例会はもちろんですが、そのあとにある親睦会での情報交換や出合いが楽しいので、ここで得た元気を自分の職場や所属の団体に持ち帰り活性化につなげることができます。入会してからの私の変化を、誰よりも私の雇い主が認めてくれました。



★あなたも男女共生情報紙「ハーモニー」の企画編集に参加してみませんか。

★ご意見・ご感想・イラストをぜひお寄せください。

沼津市男女共生情報紙第14号「ハーモニー」(平成19年9月発行)

編集委員：小野寺美佐子・坂田圭代・嶋野満子・成田るり子・根上茂美・松本徳子・竹松美津子

発行：沼津市企画部政策企画課男女共生推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 TEL 055(934)4705 FAX 055(934)5011

E-mail kikaku@city.numazu.shizuoka.jp